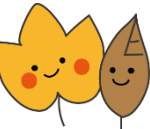


# まち連だより



2017年  
地裁判決号



まち連HP

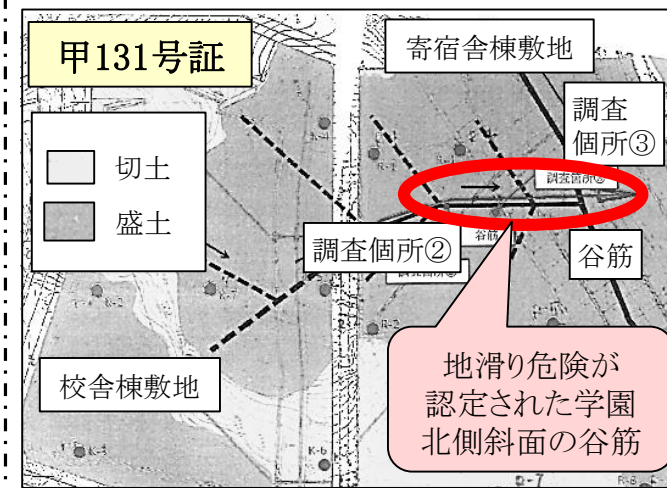
## 学園用地の地盤危険性は認めるも、是正義務付けに至らず。控訴審へ。 ～幸福の科学学園建築裁判・大津地裁判決～

2013年8月以来、幸福の科学学園・関西校(KKG)の校舎・寄宿舍棟の除去・使用停止等の義務付けを大津市に求める訴訟(以下、建築裁判)を続けて参りましたが、2017年3月23日に大津地裁で判決がありました。結果は、請求棄却となり、義務付け命令の発令に至りませんでしたので、ご報告いたします。なお、同判決では学園用地の地盤、特に北側斜面の危険性を認定しながらも、その対策を義務付ける措置はなされないという判断であったため、2017年4月4日付で大阪高裁への控訴を行いました。今後ともご支援の程、よろしくお願い致します。

(大津地裁の請求棄却理由) ※各争点への個別結論は下表

- ・学園北側の斜面地(紙面右中央の地点)について、大規模地滑り発生のおそれと一定程度推認される。
- ・地滑り発生による損害(身体・生命・財産)の回復は困難であり、原告適格(訴えを提起する資格)は認める。
- ・地滑りの主要因である地下水は、排水設備の整備等により解消できると認める。
- ・しかし、請求された設備設置等の義務付けを行わない事は、大津市の裁量権の逸脱・乱用とまでは言えない。

裁判では一般に、訴訟要件(審理の前提)が揃わないと判断された場合は、請求内容まで審理されないとされています。本裁判では、この訴訟要件はクリアし、地滑り発生・義務付け是正措置要否の判断にまで到達していました。特に、危険性の立証については、長い間裁判を通じて主張してきた下記の証拠・主張が認められた内容でした。



### 【判決に引用された証拠】

- ① 学園斜面地の状態の変遷データ(まち連定期活動での定点観測)
- ② 文書提出命令の末に公表された大津市の大規模盛土調査結果
- ③ 大津市専門家への証人尋問での反対主張

しかしながら、最終的には、義務付けしないことについて裁量権の逸脱・乱用は無いと結論付けられたため、結果的には学園用地に対する措置は何も行われなかったこととなり、地元仰木の里に大きな宿題を残す結果となりました。

### 今後の建築裁判の方針について

学園用地の軟弱地盤が原因で想定される隣地被害防止に向けて、実質的な安全が担保されるよう、まち連会議で下記方針で活動することを決定致しました。

**(方針1)** 訴訟と並行して行ってきた大津市に対する安全確保に向けた取り組みの要請を継続する。

**(方針2)** 大阪高裁への控訴を行い、大規模排水設備の設置等の義務付け命令の発令を求める。控訴に当たっては、地裁裁判の原告の方々を中心に改めて原告団を構成し、まち連として地域として引き続き支援する。

| No | 大津地裁での争点                                       | 地裁の判断 |
|----|--|-------|
| 1  | 地滑り発生のおそれ                                      | 肯定    |
| 2  | 損害の重大性   | 肯定    |
| 3  | 一定の処分と重大な損害の因果関係                               | 肯定    |
| 4  | 補充性の要件   | 肯定    |
| 5  | 原告適格   | 肯定    |
| 6  | 建築基準法に基づく措置命令の可否<br>(No7以下を重要視し、原告が元々争わなかった論点) | 否定    |
| 7  | 仮に開発該当として、都市計画法に基づく措置命令の可否                     | 否定    |
| 8  | 開発行為該当性  | 判断せず  |
| 9  | 大津市長が義務付け命令を発令しないことへの裁量権の逸脱、乱用                 | 否定    |

訴訟要件をクリアし、請求内容の審理までは到達



## 地滑りの危険を除去しない裁量とは何なのか?

～仰木の里弁護団、まち連が記者会見～

地裁判決の当日には、滋賀県庁にて記者会見が行われました。弁護団とまち連は、9社のTV・新聞取材に対して、判決への見解と今後について下記のように述べました。

### 弁護団：義務付けが認められなかったことは残念。



弁護団団長による会見の様子

学園用地が大規模な地滑り被害を起こす危険性を認め、原告適格までが認められた判決において、その対策である設備設置等の義務付けだけが認められないという構造の判決を非常に残念に思う。現地排水状況など、判決には誤った事実認定に基づく判断も含まれているように見受けられるため、判決文の詳細な検討を進める。地滑り被害の一方で、KKG設置審査過程で、住民のみなさんが指摘していた学校用地の安全性に関する学校設置基準の観点で、”危険である”という判断が下されたことは、滋賀県私学審議会でも議論で認可妥当という判断の前提を覆す結果となったと考える。

## 地裁判決を受け、まち連学習会を開催

～地滑りの危険があるが、措置がなされない事をどう考えるか～

大津地裁判決を受け、2016年3月26日に判決内容を地元仰木の里に報告する学習会が開催されました。仰木の里の住民の方々の参加を頂いた学習会では、原告弁護団より判決について住民主張が認められた部分と認められなかった部分について、判決文を引用しながら詳細な説明がなされました。非常に多くの質疑・意見交換が行われましたが、判決結果に対する意見だけでなく、地元地盤への不安を指摘する意見もありました。また、控訴を視野に、今後も直接の原告だけではなく、自治会間で地域として支援していくべきという声も会場からは聞かれました。

- ・大津市専門家尋問を経て、なお学園用地は地滑りの危険があると認定されたにも関わらず、措置なしという判決に納得できない。
- ・今後の安全対策は、大津市や市議員と地元が連携して、きっちりとやっていく必要があるのではないかと。

判決の説明を聞いた住民の感想・意見

学習会の様子



### まち連：“地盤の危険性だけが認められ、不安は増大した”

大津地裁では請求棄却となりましたが、学園北側の斜面地については、従前からの危惧のとおり、大規模地滑り発生の恐れが肯定される判決となりました。この判断は、大津市が行った大規模盛土造成地に対する調査結果や、大津市側の専門家への証人尋問を通じて導かれた結論でした。このように危険な状態が裁判所に認定された状態で、なお何も手段を講ずることができない状況は、学園用地の周辺に居住する住民として容認できる状態とは到底言い難く、むしろ不安が増大しているところです。まち連としては、実質的な安全が担保されるような措置を検討していく。大津市には、住民からの働きかけを待つこと無く、行政活動の本分である市民の生命・身体の安全・財産の保全を図るための取り組みをお願いしたい。

### のぼり旗・ボード掲出継続の届出完了のご報告

仰木の里地域で掲出中のまち連の”のぼり旗”と”ボード”について、2017年6月14日付で屋外広告物条例に定める毎年の更新届出を行い、大津市に受理されましたのでご報告いたします。残念ながら、幸福の科学学園設置の計画が発覚直後から住民が行っている質問・懸念に対する問い掛けに対しては、学園は早々に閉口した状態が今日まで続いています。今の状況では「仰木の里地区への進出は容認できない」という意思表示を続けざるを得ません。なお、著しい破損のある掲出物は、条例遵守のため修復等の協力依頼をさせて頂くことがあります。よろしくご報告致します。



お知らせ

### 建築裁判・控訴審日程

日時：2017年9月25日(月)10時30分

場所：大阪高等裁判所

### 顧問弁護団による法律相談

- |   |   |
|---|---|
| 京都第一法律事務所：<br>弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489  | けやき法律事務所：<br>弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643   |
| 渡辺・玉村法律事務所：<br>弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161 | 古家野法律事務所：<br>弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788 |